

**【表紙】****【提出書類】**

変更報告書No.3

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 森下 国彦

**【住所又は本店所在地】**東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所**【報告義務発生日】**

平成17年3月31日

【提出日】

平成17年4月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

2名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社クインランド
会社コード	2732
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	〒658-0032 神戸市東灘区向洋町中6-9

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユークー) リミテッド
住所又は本店所在地	英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリー10
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和49年2月27日
代表者氏名	パブロ・フォレロ
代表者役職	ダイレクター
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			1,200
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,200
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	P		

保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L)	R

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 130,500
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.92
直前の報告書に記載され た 株券等保有割合(%)	-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年3月17日	株券	150	取得	
2005年3月18日	株券	500	取得	
2005年3月21日	株券	250	取得	
2005年3月22日	株券	300	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当無し

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)

借入金額計(U) (千円)	
その他金額計(V) (千円)	363, 141
上記(V)の内訳	顧客資産
取得資金合計(千円) (T+U+V)	363, 141

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者(大量保有者)／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ビー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成2年10月18日
代表者氏名	三木 桂一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業及び投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

投資一任契約および投資信託による純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			12,165
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 12,165
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	12,165	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 130,500
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	9.32
直前の報告書に記載され た 株券等保有割合(%)	6.02

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年2月1日	株券	20	処分	
2005年2月4日	株券	39	処分	
2005年2月7日	株券	95	処分	
2005年2月8日	株券	43	処分	
2005年2月9日	株券	140	処分	
2005年2月10日	株券	197	処分	
2005年2月17日	株券	27	処分	
2005年2月25日	株券	27	処分	
2005年2月28日	株券	51	取得	
2005年3月1日	株券	52	処分	
2005年3月2日	株券	6	取得	
2005年3月2日	株券	62	処分	
2005年3月3日	株券	126	取得	
2005年3月4日	株券	65	処分	
2005年3月9日	株券	358	取得	
2005年3月10日	株券	776	取得	
2005年3月11日	株券	805	取得	
2005年3月14日	株券	511	取得	
2005年3月15日	株券	468	取得	
2005年3月16日	株券	205	取得	
2005年3月17日	株券	168	取得	
2005年3月23日	株券	84	取得	
2005年3月24日	株券	200	取得	
2005年3月25日	株券	66	取得	
2005年3月30日	株券	25	取得	
2005年3月31日	株券	605	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当無し

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	
借入金額計(U) (千円)	
その他金額計(V) (千円)	3,386,919
上記(V)の内訳	顧客資産
取得資金合計(千円) (T+U+V)	3,386,919

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) 【共同保有者の概要】

① 【共同保有者】

個人・法人の別	該当無し
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 年 月 日現在)	S
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	
直前の報告書に記載され た 株券等保有割合(%)	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(ユーケー)リミテッド
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			13,365
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 13,365
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 13,365		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L)	R		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 130,500
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q / (R+S) \times 100$)	10.24
直前の報告書に記載され た 株券等保有割合(%)	6.02

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited, a company incorporated under the laws of England and Wales under registration number 1161446 whose registered office is situated at 10 Aldermanbury, London EC2V 7RF, England (the "Company"), hereby appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune, with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare and file with the Director of Kanto Local Finance Bureau through EDINET or in paper the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan; and
2. To send copies of the Report to the Issuing Companies;

The Company hereby agrees for the named attorneys to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.


The named Attorneys are not authorised to sub-delegate or substitute to any other person any of the powers or authority granted to them under this Power of Attorney.

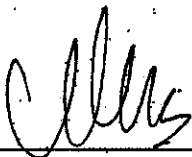
THIS POWER OF ATTORNEY shall remain effective for 1 year unless the Company expressly revokes or terminates this in writing, or until such time as the Attorney ceases to be an attorney of Anderson Mori & Tomotsune.

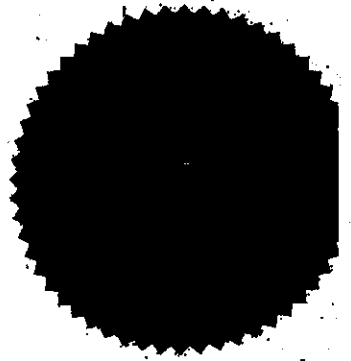
THIS POWER OF ATTORNEY shall be governed by, and construed in accordance with the laws of England.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 10 day of March 2005.

The common seal of
J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited
was affixed in the
presence of:


Name: MARTIN PORTER
Title: GLOBAL HEAD OF
EQUITIES & BALANCED


Name:
Title: Y.Y. MAXWELL
COMPANY SECRETARY



(訳文)

委任状

英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリー10に本店を有し、英国法およびウェールズ法に基づき設立された、登録番号1161446のジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(ユークー)リミテッド(以下「当社」という。)は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下「報告書」という。)を作成し、EDINETまたは紙面により関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社へ送付すること。

当社は、上記代理人が当社のためにすべての銘柄について大量保有報告書、変更報告書または訂正報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

上記代理人は、本委任状で付与された権限を再委任することはできない。

本委任状は、当社が書面にて明示的に破棄しない限り、または上記代理人がアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士でなくなる限り、下記日付から1年間効力が持続するものとする。

本委任状は、英国法に準拠する。

上記の証として、当社は、2005年3月10日、権限ある役員をして本委任状に署名・押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(ユークー)リミテッドの代表印は、下記の者の面前で押印された。

[代表印]

(署名)

マーティン・ポーター
エクイティーズ・バランスド勘定
担当グローバルヘッド

(署名)

イェン・マックスウェル
秘書役

委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、EDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）または紙面により関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社へ送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

本委任状は、当社が書面にて明示的に破棄しない限り、その効力は永久的に持続するものとする。

当社は、上記代理人が当社のためにすべての銘柄について大量保有報告書または変更報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

上記の証として、当社は、2005年2月9日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役社長
三木 桂一 (印)

